

議案第 4 4 号

東京都板橋区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 6 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区手数料条例の一部を改正する条例

東京都板橋区手数料条例（平成 1 2 年板橋区条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表 9 7 の項事務の欄中「宅地造成等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号）第 8 条第 1 項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号）第 1 2 条第 1 項」に、「宅地造成に」を「宅地造成等に」に改め、同項名称の欄中「宅地造成」の次に「、特定盛土等又は土石の堆積」を加え、同項額の欄を次のように改める。

ア 宅地造成又は特定盛土等を行う場合 切土又は盛土をする土地の面積が 5 0 0 平方メートル以内のときは 2 0, 0 0 0 円、5 0 0 平方メートルを超え 1, 0 0 0 平方メートル以内のときは 3 4, 0 0 0 円、1, 0 0 0 平方メートルを超え 2, 0 0 0 平方メートル以内のときは 5 4, 0 0 0 円、2, 0 0 0 平方メートルを超え 5, 0 0 0 平方メートル以内のときは 8 9, 0 0 0 円、5, 0 0 0 平方メートルを超え 1 0, 0 0 0 平方メートル以内のときは 1 2 3, 0 0 0 円、1 0, 0 0 0 平方メートルを超え 2 0, 0 0 0 平方メートル以内のときは 2 0 1, 0 0 0 円、2 0, 0 0 0 平方メートルを超え 4 0, 0 0 0 平方メートル以内のときは 2 2 0, 0 0 0 円、4 0, 0 0 0 平方メートルを超え 7 0, 0 0 0 平方メートル以内のときは 2 7 5, 0 0 0 円、7 0, 0 0 0 平方メートルを超え 1 0 0, 0 0 0 平方メートル以内のときは 3 6 4, 0 0 0 円、1 0 0, 0 0 0 平方メートルを超えるときは 5 3 3, 0 0 0 円

イ 土石の堆積を行う場合 土石の堆積をする土地の面積が 5 0 0 平

方メートル以内のときは18,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは28,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは35,000円、2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは54,000円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは66,000円、10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のときは121,000円、20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のときは134,000円、40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のときは163,000円、70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のときは207,000円、100,000平方メートルを超えるときは292,000円

別表97の2の項事務の欄中「宅地造成等規制法第12条第1項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項」に、「宅地造成に関する工事」を「宅地造成等に関する工事に関する計画」に改め、同項名称の欄中「宅地造成」の次に「、特定盛土等又は土石の堆積」を加え、同項額の欄を次のように改める。

ア 宅地造成又は特定盛土等を行う場合 変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が533,000円を超えるときは、その手数料の額は、533,000円とする。

(ア) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更（(イ)のみに該当する場合を除く。）については、切土又は盛土をする土地の面積（(イ)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の切土又は盛土をする土地の面積）に応じ97の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額

(イ) 新たな土地の切土又は盛土をする土地への編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更については、新たに編

入された切土又は盛土をする土地の面積に応じ97の項に規定する額

(ウ) その他の変更については、15,000円

イ 土石の堆積を行う場合 変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が292,000円を超えるときは、その手数料の額は、292,000円とする。

(ア) 土石の堆積に関する工事の設計の変更（イ)のみに該当する場合を除く。）については、土石の堆積をする土地の面積（イ)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積をする土地の面積）に応じ97の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額

(イ) 新たな土石の堆積をする土地への編入に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更については、新たに編入された土石の堆積をする土地の面積に応じ97の項に規定する額

(ウ) その他の変更については、15,000円

別表97の2の項の次に次の2項を加える。

97の3 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第88条の規定に基づく証明書の交付	宅地造成等の工事又は建築に関する証明書の交付手数料	1件につき 900円
97の4 宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和6年東京都条例第36号）第5条第3項に基づく盛土規制法調書の	盛土規制法調書の写しの交付	1件につき 700円

写しの交付		
-------	--	--

別表98の項額の欄ア中「34,000円」を「39,000円」に、「65,000円」を「76,000円」に、「133,000円」を「149,000円」に、「200,000円」を「225,000円」に、「261,000円」を「305,000円」に、「337,000円」を「370,000円」に、「460,000円」を「497,000円」に改め、同欄イ中「20,000円」を「21,000円」に、「46,000円」を「51,000円」に、「100,000円」を「113,000円」に、「185,000円」を「204,000円」に、「307,000円」を「340,000円」に、「415,000円」を「457,000円」に、「521,000円」を「567,000円」に、「737,000円」を「795,000円」に改め、同欄ウ中「131,000円」を「141,000円」に、「199,000円」を「215,000円」に、「292,000円」を「320,000円」に、「348,000円」を「379,000円」に、「525,000円」を「573,000円」に、「599,000円」を「654,000円」に、「746,000円」を「808,000円」に、「1,004,000円」を「1,081,000円」に改め、同表99の項額の欄中「1,004,000円」を「1,081,000円」に改め、同欄ア中「次に掲げる」を「98の項に規定する額に10分の1を乗じて得た」に改め、(ア)から(ウ)までを削る。

別表103の項を削り、同表104の項を同表103の項とし、同表105の項を同表104の項とし、同項の次に次の1項を加える。

105 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定に基づく証明書の交付	開発行為又は建築に関する証明書の交付手数料	1件につき 900円
---	-----------------------	------------

別表107の項及び125の3の項中「建築主事」の次に「又は建築

副主事」を加え、同表 1 4 2 の 5 の項中「第 6 7 条の 3 第 3 項第 2 号」を「第 6 7 条第 3 項第 2 号」に改め、同表 1 4 2 の 6 の項中「第 6 7 条の 3 第 5 項第 2 号」を「第 6 7 条第 5 項第 2 号」に改め、同表 1 4 2 の 7 の項中「第 6 7 条の 3 第 9 項第 2 号」を「第 6 7 条第 9 項第 2 号」に改め、同表 1 5 5 の 1 2 の項を同表 1 5 5 の 1 4 の項とし、同表 1 5 5 の 2 の項から同表 1 5 5 の 1 1 の項までを 2 項ずつ繰り下げ、同表 1 5 5 の項の次に次の 2 項を加える。

1 5 5 の 2 建築基準法施行令第 1 3 7 条の 1 2 第 6 項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料	2 8, 0 0 0 円
1 5 5 の 3 建築基準法施行令第 1 3 7 条の 1 2 第 7 項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定申請手数料	2 8, 0 0 0 円

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表 9 7 の項及び 9 7 の 2 の項の改正規定、別表 9 7 の 2 の項の次に次の 2 項を加える改正規定、別表 9 8 の項及び 9 9 の項の改正規定並びに別表 1 0 3 の項を削り、同表 1 0 4 の項を同表 1 0 3 の項とし、同表 1 0 5 の項を同

表104の項とし、同項の次に次の1項を加える改正規定並びに次項の規定は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和6年東京都条例第36号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際、現に宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下「改正法」という。）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項本文の許可を受けている同項の宅地造成に関する工事の同法第12条第1項の規定による変更の許可の申請については、この条例による改正前の東京都板橋区手数料条例別表97の項及び97の2の項の規定は、なおその効力を有する。

（提案理由）

宅地造成等規制法、建築基準法等の改正に伴い、宅地造成に関する工事の許可申請手数料等に係る規定を改め、建築基準法の制限の緩和に係る認定申請手数料に関する規定等を加えるほか、所要の規定整備をする必要がある。